

SETOGIWA TIMES

発行所：行政書士塩見事務所 E-mail: info@setogiwa.com Web: www.setogiwa.com
大阪市中央区谷町 2-5-4 702 号 Tel: 06-6946-9505

① 連れ子の入籍

交際相手に未成年の子どもがいて、結婚することになったときには、

- ①「結婚する夫婦の姓を本人・相手方どちらの姓にするか」、
- ②「相手方の子どもと養子縁組をするかどうか」という問題に直面します。

① 結婚したあとの姓をどちらの姓にするか

交際相手との結婚前には、相手方を筆頭者とする戸籍（子どもも入っている）と、本人の戸籍（本人が未婚であればその親を筆頭者とする戸籍）があります。

本人の姓を夫婦の姓として婚姻届を出すと、相手方の姓が変わり相手方は本人の戸籍（本人が未婚の場合は本人を筆頭者とする新しい戸籍）に入りますが、相手方の子どもの姓は変わりませんので、子どもだけが相手方の元の戸籍に残ることになります。子どもを本人の戸籍に入れるためには、裁判所で「子の氏の変更」手続きをして、相手方の子どもの姓を本人の姓に変更した上で入籍届を出す必要があります。子どもにとって慣れ親しんだ姓の変更は重大問題です。「子の氏の変更」手続きの際は子どもの考えをよく確かめなければなりません。



一方、相手方の姓を夫婦の姓とする婚姻届を出せば、本人は相手方の戸籍に入り筆頭者も相手方のままです。子どもは今までの姓を変えずに済みます。交際相手が子どもと一緒に住んでいる住居に、本人が同居すると、外見적인動きと戸籍の異動が一致します。

ただし、上記のいずれの場合も、相手方の子どもは本人と同じ戸籍に入っているだけで、立場上は「結婚した相手方の子ども」であるに過ぎず、本人との間に法的な親子関係はありません。

① 養子縁組をするかどうか

相手方の子どもと本人との間に、法的な親子関係を築くには、養子縁組をしなければなりません。養子縁組をすると、相手方の子どもは本人と同じ姓になると同時に本人の戸籍に入ります。本人と相手方は子どもの共同親権者となり、本人と相手方の子どもと間には相互の扶養義務、相続権が発生します。

未成年者を養子とするには裁判所の許可が必要ですが、結婚した相手方の子どもを養子とする場合には、許可は必要ありません。

裁判所の許可がいないのは「結婚した相手方の子どもであれば大事に育てられるはずだ」という考え方が根拠になっているのであろうと思われませんが、相手方の子どもと本人との相性、名実共に親子となるにふさわしい条件が整っているかどうかは未知数であり、一般的に未成年者を養子にする場合となんら変わりはありません。同居中の母親の交際相手が児童虐待の加害者となるケースが後を絶たないのを見るにつけ、「親子は別もの」という思いが強くなります。

縁組は、何らかの不都合があったときには解消することもできますが、将来起こるかもしれない問題を事前に予測・検討した上で決断すべきでしょう。

① 子連れの交際相手との結婚の結果



相手方が生活保護(*1)や児童扶養手当の支給(*2)を受けているときは、夫婦の収入が基準額を超えると、それらは支給停止になります。

*1: 世帯の収入と国の基準で定める最低生活費を比較して、収入が最低生活費に満たない場合には生活保護が適用されます。

*2: 児童扶養手当は児童が請求者(父親又は母親)の夫又は妻に養育されているときは支給されません。

「夫又は妻」には内縁関係を含みます。

生活保護では、受給者に対して扶養義務を負う人がいればその義務の範囲内で既に支給された保護費の徴収を受けます。また児童扶養手当受給資格喪失後も受給を続けていると、資格喪失後の手当を全額返還しなければなりません。

生活保護・児童扶養手当のいずれにも「不正受給」には罰則があります。

ほかにもできます：相続・遺言/交通事故/告訴・被害届/パスポート手続

E-mail: info@setogiwa.com Web: www.setogiwa.com